

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和六十年九月三十日
規則第六十八号

改正	平成 五年 三月三十一日規則第三〇号	平成 六年 九月三〇日規則第八四号
	平成 七年 九月二十九日規則第七二号	平成 九年 三月三十一日規則第一五号
	平成一四年 三月二十九日規則第四三三号	平成一五年 三月二五日規則第一一七号
	平成一七年 三月 四日規則第八号	平成一七年 三月二二日規則第二七号
	平成一七年一二月二〇日規則第一二〇号	平成二〇年 三月二八日規則第三四号
	平成二四年 三月三〇日規則第二二号	

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(登録の申請)

第一条 [浄化槽保守点検業者の登録に関する条例\(昭和六十年愛知県条例第二十四号。以下「条例」という。\)](#) [第三条第一項](#)の申請書の様式は、[様式第一](#)のとおりとする。

2 [条例第三条第二項](#)第三号のその他規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
 - 二 事業計画の概要を記載した書類([様式第二](#))
 - 三 営業所の平面図及びその付近の見取図
 - 四 住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は法人の登記事項証明書
- 一部改正〔平成一七年規則八号〕

(登録簿の様式)

第二条 [条例第四条第一項](#)の浄化槽保守点検業者登録簿の様式は、[様式第三](#)のとおりとする。

(登録簿の謄本の交付の請求)

第三条 [条例第四条第三項](#)の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付の請求は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書([様式第四](#))によりしなければならない。

(変更の届出)

第四条 [条例第六条第一項](#)の規定による届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書([様式第五](#))によりしなければならない。

2 前項の浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に変更があつた場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 [条例第三条第一項](#)第一号 第一条第二項第四号に掲げる書類
 - 二 [条例第三条第一項](#)第二号 第一条第二項第三号に掲げる書類及び法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - 三 [条例第三条第一項](#)第三号 法人の登記事項証明書及び新たに役員となつた者については、その者が[条例第五条第一項](#)第一号から第五号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 四 [条例第三条第一項](#)第四号 第一条第二項第二号に掲げる書類
 - 五 [条例第三条第一項](#)第五号 第一条第二項第一号及び第二号に掲げる書類
- 一部改正〔平成一七年規則八号〕

(廃業等の届出)

第五条 [条例第七条](#)の規定による届出は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書([様式第六](#))によりしなければならない。

(器具)

第六条 [条例第九条第二項](#)の規則で定める器具は、[別表](#)のとおりとする。

(標識の掲示)

第七条 [条例第十一条](#)のその他規則で定める事項は、登録の年月日及び有効期限とする。

2 [条例第十一条](#)の標識の様式は、[様式第七](#)のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第八条 [条例第十二条](#)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽の保守点検の年月日
 - 二 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称並びに当該浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式
 - 三 浄化槽の保守点検を行った浄化槽管理士の氏名
 - 四 浄化槽の保守点検の結果
- 2 [条例第十二条](#)の帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖し、閉鎖後三年間営業所ごとに保存しなければならない。
 - 3 浄化槽保守点検業者は、[条例第十二条](#)の帳簿を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて作成する場合には、当該浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製する方法により作成しなければならない。
 - 4 浄化槽保守点検業者は、[条例第十二条](#)の規定による帳簿の備付け及び保存を、当該帳簿(電磁的記録をもつて作成するものを除く。)に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を当該浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより備え、これを保存する方法により行うことができる。
 - 5 浄化槽保守点検業者は、[条例第十二条](#)の規定による帳簿の備付け及び保存を電磁的記録をもつて作成する帳簿(前項の規定による当該帳簿の備付け及び保存を行う場合における同項に規定するファイルを含む。次項において同じ。)により行う場合においては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、当該浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面に出力することができるようにしなければならない。
 - 6 二以上の営業所を有する浄化槽保守点検業者が、一の営業所において[条例第十二条](#)の規定による帳簿の備付け及び保存を電磁的記録をもつて作成する帳簿により行うとともに、他の営業所において、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、当該浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面に出力することができる措置を講じた場合においては、当該他の営業所において当該帳簿の備付け及び保存が行われたものとみなす。

一部改正〔平成一七年規則一〇号〕

(身分証明書の様式)

第九条 [条例第十四条第二項](#)に規定する身分を示す証明書の様式は、[様式第八](#)のとおりとする。

(提出書類の部数及び経由)

第十条 次の各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第一条第一項及び第四条第一項に規定する書類並びにこれに添付すべき書類並びに第五条に規定する書類 正本一部及び副本一部
 - 二 第三条に規定する浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書 正本一部
- 2 第一条第一項及び第四条第一項に規定する書類は当該申請者又は届出者の主たる営業区域を管轄する東三河総局又は県民事務所の長を、第五条に規定する書類は当該浄化槽保守点検業者であつた者の主たる営業区域であつた区域を管轄する東三河総局又は県民事務所の長を経由しなければならない。

一部改正〔平成六年規則八四号・七年七二号・一四年四三号・一五年一一号・二〇年三四号・二四年二二号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。
(愛知県聴聞規則の一部改正)
 - 2 愛知県聴聞規則(昭和二十七年愛知県規則第九号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(愛知県事務委任規則の一部改正)
 - 3 [愛知県事務委任規則](#)(昭和四十年愛知県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成五年三月三十一日規則第三十号)
 - 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附 則(平成六年九月三十日規則第八十四号抄)
- (施行期日)

- 1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。
附 則(平成七年九月二十九日規則第七十二号)
この規則は、平成七年十月一日から施行する。
附 則(平成九年三月三十一日規則第十五号)
 - 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附 則(平成十四年三月二十九日規則第四十三号抄)
 - 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則(平成十五年三月二十五日規則第十一号)
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則(平成十七年三月四日規則第八号)
この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
附 則(平成十七年三月二十二日規則第二十七号)
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に第三条、第五条、第六条、第八条、第十条及び第十一条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている届出書その他の用紙は、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
附 則(平成十七年十二月二十日規則第百二十号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成二十年三月二十八日規則第三十四号抄)
 - 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則(平成二十四年三月三十日規則第二十二号抄)
 - 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 別表(第六条関係)
- マンホールふたあけ用具 スカム厚測定器具 汚泥厚測定器具 パイプ及びスロット掃除器具
きよう雑物かき上げ用具 メスシリンダー 透視度計 温度計 水素イオン濃度指数測定器具
溶存酸素計 残留塩素測定器具 塩素イオン濃度測定器具 亜硝酸性窒素測定器具
テスター 水準器 グリースガン
- W様式第1(第1条関係)

浄化槽保守点検業者登録更新登録申請書		
年 月 日		
愛知県知事 殿		
申請者		印
浄化槽保守点検業者の登録更新登録を受けたいので、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。		
氏名又は名称 (法人にあつては代 表者氏名)		
住 所		
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名		
営業区域に係る市町村名		
営業所の名称及び所在地並びに営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の交付番号	別紙のとおり。	
申請時において既に受けている登録	年月日	年 月 日
	番 号	第 号

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙

営業所の名称及び所在地並びに営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の交付番号			
営業所		浄化槽管理士	
名称	所在地	氏名	免状の交付番号

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

2 主たる営業所を○で囲むこと。

一部改正〔平成5年規則30号・15年11号〕

様式第2(第1条関係)

事業計画の概要		
営業区域に係る市町村名	年間保守点検 実施予定基数	年間保守点検 実施予定延べ回数

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 主たる営業区域に係る市町村名を○で囲むこと。
一部改正〔平成5年規則30号・15年11号〕

様式第3(第2条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

(表)

		登録番号	第	号
氏名又は名称 (法人にあつては代表者氏名)				
住 所				
登録年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	
更新登録年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	
更新登録年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	
更新登録年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	
法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名				
営業区域に係る市町村名				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

営 業 所		浄 化 槽 管 理 士	
名 称	所 在 地	氏 名	免 状 の 交 付 番 号

全部改正〔平成5年規則30号〕、一部改正〔平成15年規則11号〕
様式第4(第3条関係)

県 証 紙 ちよう付欄	浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書 年 月 日
愛知県知事	殿
請求者 住 所 氏 名 電話番号	
浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けたいので、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり請求します。	
1 謄本交付を請求しようとする浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号 氏名又は名称 () 登録番号 (第 号)	
2 謄本交付の部数	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一部改正〔平成5年規則30号・9年15号〕

様式第5(第4条関係)

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>				
愛知県知事 殿		届出者 印		
浄化槽保守点検業者の登録事項を変更したので、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。				
氏名又は名称 (法人にあつては) 代表者の氏名				
住 所				
登 録 年 月 日	年 月 日			
登 録 番 号	第		号	
変更に係る 事 項	変 更 の 内 容		変更の理由	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一部改正〔平成5年規則30号〕

様式第6(第5条関係)

浄化槽保守点検業者廃業等届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>	
愛知県知事 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住 所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 印</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">(名称及び代表者氏名)</div>	
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。	
浄化槽保守点検業者	氏名又は名称 (法人にあつては) (代表者の氏名)
住 所	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由 (該当する番号を○で 囲むこと。)	1 廃止 2 死亡 3 合併 4 破産手続開始の決定 5 合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 ()
届出者と浄化槽保守点 検業者であつた者との 関係	本人・相続人・役員・破産管財人・清算人

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一部改正〔平成5年規則30号・17年27号〕

様式第7(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名 (名称及び代表者) 氏名	
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録の有効期限	

40センチメートル

35センチメートル

様式第8(第9条関係)

(表)

第 号
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 第14条第2項の規定による証明書
所 属 職 名 氏 名
年 月 日発行
愛知県知事 氏 名印

(裏)

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例抜粋 (報告徴収及び立入検査)
第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、浄化槽保守点検業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
(1)～(3) 略
(4) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。